

(仮称)たびと中央ウィンドファーム環境影響評価準備書に対する意見

1 全体的事項について

事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対して十分なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会に対しても事業の進捗状況等を適宜報告し情報共有するなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく説明すること。

また、環境影響評価書(以下「評価書」という。)手続の段階や評価書手続の終了後においても、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。

さらに、周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置の実施を徹底すること。

環境影響の予測及び評価にあたっては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、事業計画の内容を更に確実なものとする。

また、不確定な要素がある場合には、評価書へ具体的に記載するとともに、当該要素を十分に考慮したうえで環境影響の予測及び評価を行うこと。

環境保全措置の実施にあたっては、工事実施時や施設稼働時において最新と思われる技術及び工法等を積極的に採用することなどにより、環境負荷を回避又は低減すること。

今後、事業計画の変更があり、既存の環境影響の予測及び評価に影響を与えるおそれがある場合や、現時点では不確定な要素があり、計画が具体化していない箇所であって、今後、詳細な内容が決定した場合などについては、改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を適切に講ずること。

事業の実施にあたり、環境影響評価の段階では予測し得なかった環境影響や想定外の事象が生じた場合には、必要に応じて関係者等と協力し、誠実かつ速やかな原因究明を行うとともに、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。

また、風力発電機は、長期に渡り稼働させる計画であることから、適切な維持管理を徹底し、経年劣化による不具合等により、周辺住民や周辺環境への影響が生じないようにすること。

講ずるとしている環境保全措置について、具体的な実施スケジュールを計画・策定し、評価書に記載すること。

また、工事にあたっては、工事業者等の関係者に対する指導・監督を徹底し、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

評価書の作成にあたっては、環境影響の予測及び評価に使用した数値や調査地点などの設定根拠を具体的に記載し、平易な表現や図等を用いるなど、縦覧する周辺住民等が分かりやすい内容とすること。

また、評価書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民等が容易に縦覧できる場所

で行うなど、縦覧しようとする周辺住民等の利便性向上を図るとともに、縦覧期間終了後においても、事業計画の概要資料のインターネット公開や、最寄りの公共施設に概要資料の設置を行うなど、周辺住民等への事業計画の周知徹底を図ること。

全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、電蝕による火災等が発生していることから、事故等の未然防止のための安全対策及び点検方法・頻度、事故等が発生した場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書へ具体的に記載すること。

対象事業実施区域の周辺では、「田人風力発電事業」が計画されており、「騒音」、「超低周波音」、「水の濁り」、「土砂災害」、「景観」及び「バードストライク（コウモリ類を含む。）」などの環境影響が累積的なものになるおそれがあることから、他の発電事業者や工事業者等と十分な情報共有し調整を図るとともに、環境保全措置を徹底すること。

風力発電機の耐用年数経過後における取扱いの判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、周辺住民等への説明を行うこと。

2 個別的事項について

【土砂災害】

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、対象事業実施区域内の2箇所に約3.3haの土地改変を伴う発生土流用盛土を施工することにより、残土が発生せず、土捨場の設置を要しない計画としているが、現況の山林を不必要に伐採・改変してまで当該盛土の施工が必要な理由・目的が具体的に説明されていないことから、本市としては、この発生土流用盛土について、余剰残土の土捨場として利用されるものと認識しているところであり、当該盛土の施工を前提とした事業計画については、是認できるものではない。

局地的大雨など近年の気象状況等を踏まえれば、不適切な盛土等が行われた場合には、令和3年7月伊豆山土砂災害のような大規模な土砂災害が発生する可能性も否定できないことから、改めて土砂災害防止や自然環境保全の観点から踏まえた余剰残土の適切な利用及び処分の方法等を検討し、評価書へ具体的に記載すること。

また、余剰残土の適切な利用や処分が不可能な場合には、風車の基数減や配置変更を含む事業計画の抜本的な見直しを行い、大規模な盛土や土地改変を回避すること。

対象事業実施区域の一部には、土砂流出防備保安林、砂防指定地及び土砂災害特別警戒区域が含まれることから、樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置にあたっては、地盤や地層等の十分な調査・確認を実施し、土砂災害が生じないようにすること。

また、工事実施時や施設稼働時に土砂災害が発生した場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書へ具体的に記載すること。

【大気質・騒音】

工事期間中の走行ルートとされている一般国道6号及び一般国道289号などにおいて、工事関係車両（大型車）の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路

の走行にあたっては、準備書で示された環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等による周辺の環境影響を回避するとともに、事故等の発生を防止すること。

騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、事業の実施にあたっては、地形等の地域特性や、他の地域における既存の風力発電事業に係る苦情やその対応事例などを調査のうえ、適切な環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を実施すること。

【水の濁り】

降雨による雨水や工事による濁水の河川への流出を防止する沈砂池については、全国各地で発生している局地的大雨等の近年の気象状況等を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な容量・能力となるよう設計する必要があるが、準備書では、降雨時における沈砂池排水口からの濁水が既存道路に到達、又は他沈砂池に流入する予測結果となっており、沈砂池の容量・能力が不十分であるものと言わざるを得ない。

このため、土砂流出防止や水環境保全などの観点から、沈砂池については、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力となるよう抜本的な見直しを行い、水の濁りに関する影響を回避すること。

また、沈砂池については、工事期間中はもとより、施設稼働後も定期的な維持管理・点検を適切に行い、下流域への土砂や濁水の流出を防止するとともに、降雨時における河川や表流水への水質・水量などについて事後調査を実施すること。

【動植物】

対象事業実施区域の周辺においては、サシバの渡り経路が確認されていることや、イヌワシ及びクマタカといった希少な鳥類の生息地・繁殖地となっている可能性があること、また、風力発電機にコウモリ類が飛翔・衝突する可能性もあることなどから、最新の知見や、専門家及び野鳥保護団体等に助言を仰いだうえで事後調査を実施し、適切な環境保全措置を講ずること。

工事の実施にあたり、環境影響評価の段階で把握していなかった希少な動植物が生育・生息している、又はその可能性が認められた場合には、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、当該動植物への影響を回避するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

法面等の緑化にあたっては、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、外来植物を使用せず、地域固有種に配慮した在来植物により施工する計画とすること。

事業の実施にあたり、対象事業実施区域及びその周辺において、外来生物法に基づく特定外来生物をはじめとする「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」の生育・生息を発見した場合には、積極的な防除を行うこと。

【廃棄物・土壌汚染】

事業実施区域の一部については、過去に産業廃棄物の大規模な不法投棄が行われた場所と近

接しており、現在も埋設廃棄物や土壌汚染が存在している可能性が否定できないことから、不法投棄場所周辺で掘削を伴う土地の形質変更を行う場合には、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による汚染の有無を確認するとともに、廃棄物の埋設や土壌汚染が確認された場合には、いわき市廃棄物対策課及びいわき市環境監視センターと協議すること。

また、不法投棄の事実、及び周辺環境調査における特定有害物質の検出履歴を踏まえると、工事期間中における地下水等への影響の継続的な監視が不可欠であることから、地下水等の水質について、事前・事後モニタリングを含む事後調査を実施すること。

事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。

【景観】

対象事業実施区域の周辺においては、「田人風力発電事業」が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観への影響の予測及び評価にあたっては、当該事業の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めて風力発電機の視認の可否を予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。

風力発電機の設置又は配置にあたっては、眺望の阻害を回避するとともに、風力発電機の色彩等については、自然に溶け込むようなものとする。

【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性が否定できないことから、工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の複数の地点で放射性物質の沈着等が無いことを確認するとともに、一般環境中へ放射性物質が飛散等しないようにすること。

【その他】

事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電施設導入にあたっての留意事項について」に留意すること。

対象事業実施区域の地元自治会より、住民の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の工事管理及び稼働後の運用・管理等に関する三者協定」の締結が要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。

事業の実施にあたり保安林の解除が必要な場合には、いわき市長の同意が必要であることから、いわき市林務課と協議すること。

対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、「森林保全・育成区域（原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域）」及び「農山村生活区域（農地の保全や生産基盤の充実、地区特性に応じた集落の居住環境の整備に努め、自然と調和した環境の形成を図る区域）」としていることから、事業の実施にあたっては周辺環境に十分配慮すること。

一定規模以上(高さ 13m超又は建築面積 1,000 m²超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積 3,000 m²超又は法面の高さ 5 m超かつ長さ 10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

都市計画区域外において 10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

風力発電機建設資材等の輸送等に係る道路予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（水界遺跡）に該当しており、工事状況等を現地確認する必要があることから、当該包蔵地における道路工事の際には、いわき市文化財課と協議すること。

また、埋蔵文化財保護の観点から、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外において、工事中に土器などの遺物を発見した場合にも、いわき市文化財課と協議すること。

準備書 p2.1-1(2) や p3.2-47(201) などにおいて「いわき市環境基本計画（第二次）」を引用しているが、現計画は「いわき市環境基本計画（第三次）」であることから、評価書では適切な内容に修正すること。